

居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受ける際の留意事項

- 1 指定申請の提出書類は、「居宅介護支援／介護予防支援 指定（更新）申請に係る提出書類一覧」のとおりですが、一部提出を省略できる書類もありますので、一覧のうち「居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定申請をする場合」の項目をご確認ください。
- 2 指定申請に当たっては、法人の登記事項証明書における「目的」欄に「介護保険法に基づく介護予防支援事業」等の記載が必要となります。
- 3 管理者や介護支援専門員は居宅介護支援事業所と兼務できますが、管理者は主任介護支援専門員である必要があります。
- 4 要支援の方のケアマネジメントは、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」（居宅介護支援事業所が実施可能）と、総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」（地域包括支援センターのみ実施可能）の2種類があります。

このため、以下の例のように総合事業のみを利用する月と介護予防サービスも利用する月が混在することが想定される利用者の場合、本来は月によってその都度居宅介護支援事業所または地域包括支援センターと切り替えて契約をし直すこととなりますが、この手間を減らすため、最初の契約の時点において利用者、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの三者での契約を行っても差し支えありません。（別紙の利用契約書の参考様式を適宜加工してお使いください。重要事項説明書や個人情報利用同意書等は既存のものを加工してお使いください。）

ただし、居宅の届出については、切り替わる度に居宅介護支援事業所または地域包括支援センターから市へ提出する必要があります。

利用月	利用サービス	ケアマネジメントの種別	居宅の届出
5月	・通所型サービス（総合事業） ・介護予防訪問看護	介護予防支援 （居宅介護支援事業所）	提出が必要
6月	・通所型サービス（総合事業） ・介護予防訪問看護	介護予防支援 （居宅介護支援事業所）	
7月	・通所型サービス（総合事業）	介護予防ケアマネジメント （地域包括支援センターから委託を受けて実施可能）	提出が必要
8月	・通所型サービス（総合事業） ・介護予防福祉用具貸与	介護予防支援 （居宅介護支援事業所）	提出が必要